

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（運営基準）と区のお考え方（学齢ワーキンググループ意見反映版）

項目	国基準(条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区のお考え方(会議の検討結果の反映)
従事する者	10条	・「児童の遊びを指導する者」(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条)であって、都道府県が実施する研修を受講した者とする。	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
員数	10条	・「児童の集団の規模」の基準で定める児童の集団に対して職員を2人以上配置することとし、うち1名は有資格者とする。 ・20人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員1名と、併設施設の兼務職員1名でも可とする。	従うべき	現在、墨田区では、指定管理者募集要項で、定員20名に対して常勤職員1名の配置基準を既に設けており、全学童クラブの常勤職員は、「児童の遊びを指導するもの」が配置されている。	国の基準どおりとする
6年生までの対応	児童福祉法第6条の3第2項	・これまで記載されていた「おおむね10歳未満の児童」の規定が削除された。このことで、小学生(6年生まで)が事業の対象範囲とされた。ただし、基準ではこのことに触れておらず、6年生までの受け入れを義務化していない。	—	墨田区学童クラブ条例において、「1年生から3年生に在籍している児童」「4年生以上の児童で、区長が特に必要があると認めるもの」となっている。	国の基準どおり事業範囲は小学6年生までとするが、現状の設備面及び待機児童が発生していることなどから、現行どおり1年生から3年生までの利用を優先し、4年生以降については、障害等を考慮し区長が特に必要と認める場合の利用とする。
児童の集団の規模	10条	・「児童の集団の規模」は、おおむね40人までとする。 ・「児童数」のお考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数(=実利用人数)とする。	参酌すべき	「児童数」のお考え方を、ひと月分の延利用者人数を開館日数で除した1日の平均利用者数とする。その結果、墨田区の学童クラブについては「おおむね」の範囲内(国はガイドラインで1.3倍程度と示す)となり、国基準を準用しても現状の定員を減員する必要はないと考える。	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容		基準の区分	区の現状	区の考え方(会議の 検討結果の反映)
施設・設備	9条	専用室・専用スペース	<ul style="list-style-type: none"> 専用室・専用スペースを設けること。ただし、クラブを利用しない児童との共用も可能とする。 児童1人当たりおおむね 1.65 m²以上を確保すること 	参酌すべき	ガイドラインは「児童数」の考え方を1日の平均利用者数としており、墨田区のほとんどのクラブは国基準を満たすことになる。	国の基準どおりとする (一部国基準を満たしていないクラブについては、それらが「おおむね 1.65 m ² 」の範囲内となるよう調整していく。)
		その他・静養スペースを設けること	<ul style="list-style-type: none"> 静養スペースの設置方法は、子どもの安全面、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとする 			
開所日数、開所時間	18条	<ul style="list-style-type: none"> 年間 250 日以上を原則とし、地域の実情を考慮して、事業所ごとに定める。 平日につき1日平均3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、事業所ごとに定める。 		参酌すべき	開所日数は平成 25 年度 244 日(土曜 50 日)、平成 24 年度 245 日、平成 23 年度 244 日であった。開所時間については満たしている。	国の基準どおりとする
非常災害対策	6条	<ul style="list-style-type: none"> 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より) 		参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
虐待等の禁止	12条	<ul style="list-style-type: none"> 入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より) 		参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
秘密の保持に関する事	16条	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より) 		参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
保護者との連絡	19条	<ul style="list-style-type: none"> 保護者と密接な連絡を取り、支援の内容等について保護者の理解と協力を得られるよう努めなければならない。 		参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
小学校等との連携	20条	<ul style="list-style-type: none"> 区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等と密接に連携して支援に当たらなければならない。 		参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
事故発生時の対応	21条	<ul style="list-style-type: none"> 予め事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。(放課後児童クラブガイドラインより) 		参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする